

文書番号:CJQ02-02	中部国際空港 臨時駐車場管理要領	制定日:2005.2.17
改正番号: 4		改正日:2018.04.24

## 中部国際空港臨時駐車場管理要領

(目的)

第1条 この要領は、中部国際空港株式会社（以下「会社」という。）が設置する臨時駐車場の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(臨時駐車場の名称等)

第2条 臨時駐車場の名称、駐車場管理者の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所は、別表第1に掲げるとおりとする。

(臨時駐車場の構成)

第3条 臨時駐車場は、平面駐車ゾーンのみで構成されている。

(利用できる車両)

第4条 臨時駐車場に駐車することができる車両（積載物及び取付物を含む。以下同じ。）は、別表第2に掲げるとおりとする。

(供用日、供用時間及び長期駐車)

第5条 臨時駐車場の供用日は、駐車場管理者の判断した日限りとする。

2 供用時間は、駐車場管理者の判断する時間とする。

3 長期駐車については、各臨時駐車場入り口等に掲示した期間を越す連続駐車をしてはいけない。掲示がない場合、15日を越す連続駐車をしてはいけない。

(供用の制限等)

第6条 会社は、次の各号に掲げる場合は、臨時駐車場の一部について制限した形で供用することがある。

(1) 臨時駐車場の施設若しくは器物が損壊し、又は損壊するおそれがあるとき。

(2) 保安上供用の継続が適当でないとき。

(3) 工事、清掃等を行うため必要があるとき。

(4) 臨時駐車場の一部をイベント会場として利用するとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場管理者が特に必要があると判断したとき。

2 会社は、前項に規定する措置を行ったことによる責めを負わない。

(臨時駐車場利用者の遵守事項)

第7条 臨時駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会社の指定する場所において駐車料金を支払う。

(2) 臨時駐車場内の車両速度は、毎時10キロメートルを超えない。

文書番号:CJQ02-02	中部国際空港 臨時駐車場管理要領	制 定 日:2005.2.17
改正番号: 4		改 正 日:2018.04.24

- (3) 追越しをしない。
- (4) 警笛をみだりに使用しないで静かに運転する。
- (5) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させる。
- (6) その他、臨時駐車場内の移動については、道路交通関係法令に定める道路交通に準じて通行するほか、標識、標示、誘導員の指示等に従うこと。

(駐車拒否等)

第8条 会社は、臨時駐車場が満車である場合は、駐車を拒否するほか、駐車しようとする車両が次の各号の一に該当するときは、臨時駐車場の利用を認めない。

- (1) 爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき。
- (2) 著しい騒音若しくは臭気を発し、又は多量の排気ガス等を出すとき。
- (3) 非衛生的な物を積載し、若しくは取り付け、液汁を出し、又は物をこぼすとき。
- (4) 運転者が酒気を帯び、又は無謀な運転をするおそれがあるとき。
- (5) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき。
- (6) 正当な理由がなく、刃物、棒その他の人に危害を加えるおそれのある物を持ち込んでいるとき。
- (7) 第4条に定める車両以外の車両を駐車させようとするとき。
- (8) 第5条第3項に定める駐車時間を超えて駐車しようとするとき(駐車場管理者の承認を得た場合を除く)。
- (9) その他臨時駐車場の管理上特に支障があるとき。

(禁止行為)

第9条 臨時駐車場内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車又は停車時に原動機をみだりに作動させること。
- (2) 駐車枠以外の場所に駐車すること。
- (3) ごみ、廃棄物等を定められた容器以外に遺棄し、又は手荷物その他の物をみだりに放置すること。
- (4) 臨時駐車場の施設、器物若しくは車両を滅失し、き損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (5) 立ち入りの禁止を標示した場所に立ち入ること。
- (6) 閉場時にみだりに臨時駐車場内に立ち入ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会社の業務又は他の利用者の利用の妨げとなる行為をすること。

2 臨時駐車場内において、会社の承認を受けた場合を除き、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 車両に燃料を補給し、又は車両から燃料を抜き出すこと。
- (2) 利用者以外の者が臨時駐車場に立ち入ること。
- (3) 会社の事務室、倉庫等に立ち入ること。

文書番号:CJQ02-02	中部国際空港 臨時駐車場管理要領	制 定 日:2005.2.17
改正番号: 4		改 正 日:2018.04.24

- (4) 道路運送法に基づく旅客自動車運送事業としての営業行為を行うこと。
- (5) 車両の預かり、受渡し等の営業行為を行うこと。
- (6) 物品の販売、陳列等又は文書の配布、掲示等を行うこと。
- (7) 募金、署名運動、宣伝、演説又は飲酒を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、駐車する目的以外に臨時駐車場を利用すること。

(退去等)

第10条 会社は、第8条各号に該当する車両を運転する者及び前条の規定に違反した者に対し、臨時駐車場からの退去等を命ずることがある。

(事故の届出、応急措置)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる場合は、直ちに、会社に届け出なければならない。

- (1) 臨時駐車場内において事故をおこしたとき。
- (2) 臨時駐車場内の施設、器物若しくは車両を滅失し、き損し、又は汚損したとき。
- (3) 車両に異常を発見したとき。
- (4) 臨時駐車場において事故、火災又は犯罪行為を発見したとき。

2 会社は、前項の届出があったとき又は前項各号に掲げる事実を発見したときは、速やかに必要な措置を取る。

3 利用者は、前項の規定により会社の取る措置に協力する。

(駐車料金)

第12条 駐車料金(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)は、別表第3に掲げるとおりとする。

(不正利用に対する割増駐車料金等)

第13条 会社は、利用者が不正な方法により駐車料金の全部又は一部の支払いを免れたときは、免れた金額の3倍に相当する割増駐車料金を徴収する。

2 閉場時に無断で臨時駐車場を使用した者については、1日毎に駐車料金の3倍に相当する料金を徴収する。

(損害賠償)

第14条 開場時において、会社は、その責めに帰すべき事由による場合を除き、臨時駐車場の利用に係る車両の滅失又はき損等による損害の賠償の責めを負わないものとする。

2 会社は、車両の積載物及び取付物に関する損害及び閉場時における車両の滅失又はき損等による損害については、一切賠償の責めを負わないものとする。

3 会社は、第三者による車両の滅失又は損傷等の損害については、一切賠償の責め

文書番号:CJQ02-02	中部国際空港 臨時駐車場管理要領	制 定 日:2005.2.17
改正番号: 4		改 正 日:2018.04.24

を負わないものとする。

- 4 利用者は、臨時駐車場内での接触その他の事故により、他の駐車中の車両に損害を与えたときは、各当事者間で責任をもって解決しなければならない。
- 5 利用者は、故意又は過失により、臨時駐車場の施設又は器物を滅失、き損又は汚損することにより会社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(引取りの請求)

- 第15条 予め会社への届出を行うことなく第5条第1号に規定する期間を超えて車両を駐車している場合において、会社はこの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、会社が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。
- 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は会社の過失なくして利用者を確認することができないときは、会社は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、会社に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
- 3 前2項の請求を書面により行う場合は、会社が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
- 4 会社は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、会社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

- 第16条 会社は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動措置)

- 第17条 会社は、第9条又は第15条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

- 第18条 会社は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は会社の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場に

文書番号:CJQ02-02	中部国際空港 臨時駐車場管理要領	制 定 日:2005.2.17
改正番号: 4		改 正 日:2018.04.24

において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 会社は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 会社は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

(実施に関し必要な事項)

第19条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、2018年4月28日より施行する。

文書番号:CJQ02-02	中部国際空港 臨時駐車場管理要領	制定日:2005.2.17
改正番号: 4		改正日:2018.04.24

## 別表第1 (第2条関係)

駐車場の名称	臨時駐車場(臨時駐車場(南))*、第3臨時駐車場、第4臨時駐車場)
駐車場管理者の名称	中部国際空港株式会社
駐車場管理者の住所	愛知県常滑市セントレア一丁目1番地
代表者の氏名	代表取締役社長 友添 雅直
代表者の住所	愛知県常滑市セントレア一丁目1番地
代表者の連絡先	(0569)-38-7777(代表)

\*臨時駐車場(南)は2018年5月13日をもって供用を終了する。

## 別表第2 (第4条関係)

車種	制限基準(単位:m)		
	幅	高さ	長さ
普通自動車	2.2 <sup>以内</sup>	—*	6.0 <sup>以内</sup>

\*ただし、一部の高さ制限基準を4.2m以内とする。

## 別表第3

## 駐車料金(第12条関係)

駐車時間の単位		普通自動車
入場から360時間まで	24時間毎	500円
360時間を超えて720時間まで		7,500円
720時間超	24時間毎	500円

\*ただし、入場から60分までは、駐車料金の徴収を免除する。

\*ただし、第5条第3項に定める以上の長期駐車はしてはいけない。

\*臨時駐車場開催イベント利用者向けに開場する場合、駐車料金は別に決定する。